

環境まちづくり委員会 送付7-12

〇〇〇〇〇〇〇の操業停止を求める陳情書

受付年月日 令和7年3月10日

陳情者 提出者 1名

の操業停止を求める陳情書

2025年3月10日

代表者住所

氏名

千代田区議会議長 様

1. 陳情の趣旨

(1) 千代田区

略する)が当該地で行なっている印刷等の業務は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)第2条第7号(別表第1)に掲げる工場(定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製図、加工又は作業で次に掲げるもののうち印刷又は製本を常時行う工場)に該当するため、工事着工の60日前までに認可申請書を環境確保条例を所管する千代田区に提出して認可を受けなければならないにもかかわらず、この工場認可を受けることなく、無認可すなわち違法な状態でこれまで印刷等の業務を行ってきたことが明らかである。したがって、直ちに操業を停止するよう、千代田区長は環境確保条例に基づいて然るべき措置を講ずることを求める。

(2) また、近時千代田区に関連する公害苦情処理の情報開示をした際に、の現地調査を、会長不在故に延期したことに関し、の会長名が非開示とされたが、その処置を取消し至急開示すべきである。

(3) の廃棄物処理・廃液処理の実態を明らかにするため、マニフェスト、下水処理の情報を千代田区が確認すべきである。

(4) の換気状況がメーカーの取扱説明書のとおりかを千代田区が確認すべきである。

(5) に14台のUVインクを操作させる日時を決めて、その際に、それまでどおりの作業をさせて、千代田区にて臭気調査、化学物質調査をすべきである。その際は、近隣に事情を周知させるとともに、化学物質に敏感な人は退避するようにしらせるべきである。また千代田区に加えて、健康被害を発症しているとする側の信頼する者にも同時に別個に並行して臭気調査化学物質調査をさせ、その



内容の適正、独立性、科学性を担保させるべきである。

2. 陳情の理由

■■■■の操業により、印刷過程で使用する印刷用インク及びそれに付随する様々な薬品等の使用に伴って、悪臭の発生や有機溶剤等人体に有害な物質の排出行為により、隣接マンションに居住する住民に深刻な健康被害が発生し、健康で安全かつ平穏な生活に甚大な影響を生じているにも関わらず、■■■■はその具体的な被害の訴えを無いものとして無視し、しかも、その操業は前項の陳情の趣旨に記したように、環境確保条例の規定に違反し、条例に違法な状態のまま、操業を継続していることは、到底容認できない法令違法行為であることは言うまでもない。むしろ、千代田区は■■■■に操業継続させた上で工場認可が取れるように指導しているとのことであって、これは■■■■の違法を千代田区が容認するもので、極めて恣意的な権限不行使をしており、共同不法行為をしているものである。千代田区は■■■■の会長名すら情報開示していないが、それも明らかにして、近時ニュースになった千代田区官製談合のような不正をしないように公明正大な権限行使に努めるべきである。したがって、速やかに操業の停止を命ずることを求めるとともに、上記（5）までの全てを誠実にを行うことを求めるものである。

以上